葛飾区行政評価委員会設置要綱

1 4 葛政企第 2 0 号 平成 1 4 年 5 月 2 9 日 区 長 決 裁

(設置)

第1条 葛飾区における行政評価の客観性を高め、及び区民の立場に立ったものとする ため、葛飾区行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 区長が指定する事務事業の評価に関すること。
 - (2) その他行政評価制度に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、別表1のとおり区長が委嘱した会長及び委員により構成する。 (任期)

- 第4条 会長及び委員の任期は、委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。 (会長及び代理)
- 第5条 会長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(定足数)

- 第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (委員以外の者の出席等)
- 第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、 意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

- 第9条 委員会に、別表2のとおり分科会を設置する。
- 2 分科会の分科会長は、会長が指名する。
- 3 分科会は、区長が指定する事務事業の評価を行う。
- 4 分科会は、分科会長が招集する。
- 5 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 分科会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の分科会への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 7 分科会は、施策の評価結果を会長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策経営部経営管理課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年5月29日から施行する。 付 則

この要綱は、平成15年5月30日から施行する。 付 則

この要綱は、平成15年6月13日から施行する。 付 則

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。 付 則

この要綱は、平成17年5月30日から施行する。 付 則

この要綱は、平成17年7月7日から施行する。 付 則

この要綱は、平成18年6月28日から施行する。 付 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。 付 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。 付 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。 付 則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。 付 則

この要綱は、平成22年7月14日から施行する。

葛飾区行政評価委員会委員名簿

職	名		氏	名		選出区分
会	長	大	石	雅	也	学識経験者
委	員	足	達	信	_	学識経験者
委	員	唐	松	輝	雄	自治町会連合会
委	員	清	水	正	六	民生委員児童委員協議会
委	員	篠	原	袈裟	 後雄	商工会議所
委	員	佐	渡	利	雄	法人会
委	員	黒	崎	律	子	かつしか女性会議
委	員	丸	山	ť	匀	青少年委員会
委	員	薮	崎	正	美	公募区民
委	員	倉	田	真	美	公募区民
委	員	小	林	亜希	令	公募区民
委	員	町	田	栄	生	公募区民
委	員	小	林	葉	子	公募区民
委	員	上	野	恭	子	公募区民

葛飾区行政評価委員会分科会

分科会名	委員
第一分科会	大 石 雅 也
	唐 松 輝 雄
	黒 崎 律 子
	丸 山 均
	倉 田 真 美
	小 林 亜希子
	小 林 葉 子
第二分科会	足達信一
	清水正六
	篠 原 袈裟雄
	佐 渡 利 雄
	薮 崎 正 美
	町 田 栄 生
	上 野 恭 子